

農地法の許可申請受付〆切日は毎月 10 日です。

潮来農委だより

第 69 号

発行者 潮来市農業委員会
 編集者 広報委員会
 TEL 63-1111
 内線 271・272



門松作りに励む岡崎久雄さん(85歳・清水区)＝前列右＝ とご近所の皆さん

潮来市農業委員会	高柳 好男 八代	薄井登三男 香澄	原 正章 大生原	関沢 勝衛 延方	石井 一夫 津知	柄津 幸男 潮来	農地利用最適化 推進委員	掘井 満 堀之内・茂木・清水	草野登美雄 徳島・福島・米島・ 前川・宮前	小沼 徂伸 水原1・3・釜谷・ 大生・大賀	吉川吉之助 永山	仲田 孝 赤須 島須(宿・古宿・ 赤須)	高橋 慶治 津知	宮本三千男 西町・七軒丁・大 洲・大塚野	方波見 讓 牛堀	宮本 孝一 新宮・古高・洲崎・ 下田	鴫田美喜男 上戸(芝宿・台上 戸・横須賀)	高品二美代 十番・十四番	黒須 一夫 須賀・曲松・小泉・ 西・東	農業委員	担当地区
	担当地区																				

謹賀新年

今年もよろしく
お願いいたします

◆ 主な内容 ◆

- ◇ 会長あいさつ、市長あいさつ……………P. 2
- ◇ 小学生のイモ掘り体験、農地利用状況調査、他……………P. 5
- ◇ 潮来市農業施策に関する要望書を提出……………P. 3
- ◇ 農地中間管理事業のしくみ、なくそう農地の無断転用……………P. 6
- ◇ 行方地域協議会全体研修会に参加して……………P. 4
- ◇ 農業改良普及センターからのお知らせ、他……………P. 7
- ◇ いばらき女性農業委員の会県外視察研修に参加して……………P. 4
- ◇ 農業委員会活動報告、他……………P. 8



新春のごあいさつ

潮来市農業委員会 会長

堀井 満

新年あけましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、輝く新年をお迎えのことと、心よりお慶びを申し上げます。

潮来市農業委員会も改正農業委員会法の平成二十八年四月一日施行に伴い、新たな農業委員十二名と、新設の農地利用最適化推進委員六名による十八名の組織体制となりました。従来からの農地法に基づく許認可業務のほか、改正農業委員会法の中で最も重要とされている担い手農家への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など「農地利用の最適化の推進」に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の私たちの農業を取り巻く情勢は、担い手農家の減少や高齢化、農産物の価格の低迷や農業資・機材等の高騰などによる農業所得の減少など、農業経営の環境は年々、厳しい状況が続いております。また、アメリカの TPP 協定離脱表明は今後の農業にどのような影響が出るのか懸念されます。

こうした中で、市は潮来オリジナル米「潮来あやめちゃん」や早生米「一番星」の生産・販売促進や新たな農産物の開発、農地の基盤整備の推進等、様々な農業施策に対する取り組みを行っています。

昨年は、八月末から九月にかけて、台風の襲来と秋雨前線の停滞により、農産物の収穫に多くの影響を受けました。自然に対する無力さを感じたところであり、自然環境は益々厳しくなってきた中で、農業は自然と上手に向き合うことの大切さを感じているところであります。

新たな年、潮来市農業委員会全員で潮来市農業発展のため頑張ってくださいと思いますので、皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに皆様のご多幸とご健勝を心からご祈念申し上げ、新春のごあいさつとさせていただきます。



新年のごあいさつ

潮来市長

原 浩 道

新年あけましておめでとうございます。

市民の皆様、そして農家の皆様方におかれましては、光り輝く新春を迎えられましたことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は、公私ともにお世話になり、誠にありがとうございました。また、改正農業委員会法によりまして、昨年の四月から新たな体制となりました。堀井会長をはじめとする十二名の農業委員の皆さん、六名の農地利用最適化推進委員の皆さんが中心となっていたいただき、農家の皆様方には、潮来市政、特に農業政策に対しまして、ご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、潮来市は、霞ヶ浦や北浦に挟まれた豊かな水辺空間や歴史・伝統、さらに、豊富な農水産物など、数多くの優れた地域資源を有しております。しかし、近年、農業を取り巻く状況は、先行きが不透明な状況となっております。アメリカの TPP（環太平洋連携協定）離脱表明や農業改革、コメ生産調整の見直しなどにより、産地間の競争が厳しさを増すとともに、自立した農家経営への転換が求められるなど、益々厳しい現実となっております。これらに対応していくためには、競争力を強化するとともに安定的な農業経営の取り組みが、今後ますます、求められているところでございます。

この厳しい情勢の中ではありますが、県内最速で稲刈りが行われ、お盆には、美味しい新米を提供できる、極早生の「一番星」について、潮来オリジナル米『潮来あやめちゃん』とともに、皆様に愛されるお米としての存在感を高めてまいります。

潮来市は農業を継続していける基盤整備の充実と、高品質で安全な農産物を提供できる元気な農家を育てる取組み、そしてお米に匹敵する潮来市を代表する農作物の商品開発等を推進していく所存であります。

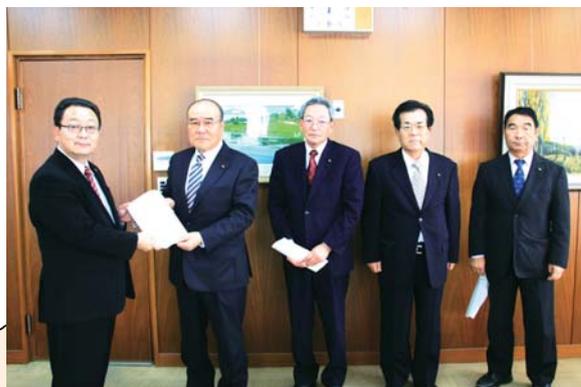
結びに、皆様の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が皆様にとりまして、健康で飛躍できる年となりますことを心からご祈念申し上げます、新春のごあいさつといたします。

— 潮来市の農業振興に向けて —

潮来市農業施策に関する要望書を提出

潮来市農業委員会は、平成28年11月30日、原浩道市長へ「平成29年度潮来市農業施策に関する要望書」を提出しました。

この要望書は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づくもので、地域の農業者の意見、要望を取りまとめ、農業者の代表である農業委員会より、市長へ提出するものです。



主な要望事項は次のとおりです。

1. 米づくりに対する支援について

- 1) 経営所得安定対策制度の存続等（所得補償等）を要望いたします。
- 2) 地域オリジナル米「あやめちゃん」、早生の有望品種「一番星」の生産量の拡大、都内米穀店等への販売促進、新聞等のメディア等を通じたPR活動について引き続き支援を要望いたします。
- 3) カメムシ防除について、地域毎の一斉防除等の体制整備を要望いたします。

2. 担い手に対する支援について

- 1) 農業後継者、新規就農者等に対し、地域の担い手として育成するために、研修並びに経営上の各種支援を要望いたします。
- 2) 認定農業者並びに地域の担い手に対し、市単独で農業機械等の整備に対する補助事業等を創設していただきますよう要望いたします。

3. 農用地利用集積に対する支援について

- 1) 市、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、JA 等の関係機関が連携を密にして農地利集積を推進するための体制整備に対する支援を要望いたします。
- 2) 農地利集積を推進するため、農地の基盤整備（客土・暗渠等）に対する支援を要望いたします。

4. 農業委員会の体制整備について

- 1) 農地法等の法令を順守し、農地制度を適正・円滑に運用するために、農業委員会に適正な予算措置の確保を要望いたします。
- 2) 職員の増員等、事務局体制の整備につきまして要望いたします。

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

- 締切日 毎月10日
- 農地農政相談日 随時
- 現地調査日 毎月18日
- 総会日 毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

■議案審査の状況を公表します。

期間：平成28年7月～平成28年12月
農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	5件	3件	4件	3件	4件	1件
農地法第4条(自己転用)	1件					1件
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	1件	1件	1件	2件	3件	1件
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)	8件	3件		7件	7件	22件
農地の現況確認証明	3件			2件		
その他	4件		1件	5件	5件	1件

農業委員会行方地域協議会全体研修会に参加して

農政副部長 鶴田 美喜男

十一月二十五日、行方市役所北浦庁舎において、農業委員会行方地域協議会及び茨城県農業会議主催による同協議会全体研修会が開催されました。潮来市農業委員、農地利用最適化推進委員、行方市農業委員、両市事務局、来賓など約六十名が参加しました。

初めに、潮来市の吉川吉之助委員と仲田孝委員が永年勤続の功勞により表彰を受けました。

研修は、全国農業会議所 農地・組織部の今井大氏を講師に「農業委員会制度を踏まえた組織・活動の強化について」を演題とした講演が行われました。

講演で、農業委員会法の改正の目的は「農地利用の最適化の推進」であり、最適化とは担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等であること。最適化のために、新たに農地利用最適化推進委員が新設されたこと。また、改正の背景としては、アベノミクスの下で農業改革による農業所得の倍増を図ることなどが話されました。そして、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となってこれらを推進していかななくてはならないと強調されました。

平成二十八年四月からの法改正により、潮来市では農業委員十二名と新設の農地利用最適化推進委



農業委員会行方地域協議会全体研修会



農業委員会行方地域協議会全体研修会

吉川吉之助委員(左)と仲田孝委員(右)

員六名が任命されました。今後は農業委員、最適化推進委員が適切な役割分担のもとでしっかりと責任を果たしていかなければなりません。国の政策により、農地は集約され、農業経営の規模が拡大されて行く。その中において農業委員、農地利用最適化推進委員の責務は重要であると研修の中で感じました。

今、農業は後継者、新規就農者の育成が必要です。潮来市の平成二十八年の認定農業者は五十七名(水稲二十二名、水稲・野菜二十五名、その他十名)。潮来市における新規就農者は平成二十六年年度0名、二十七年年度二名、離農者は二名でした。今後潮来市の農業が、水稲を中心に、ブランド化された野菜等が出来、豊かな経営が成り立つよう、農業委員として職務に努めていきたいと思えます。

いばらき女性農業委員の会県外視察研修 関東ブロック女性農業委員研修会に参加して

広報副委員長 高品 二美代

いばらき女性農業委員の会県外視察研修で十月四日、五日の二日間、関東ブロック女性農業委員研修会、他視察研修に参加してきました。

関東ブロック研修会は前橋市で開催され、関東各県から女性農業委員他二〇〇人を超える参加がありました。

担い手への農地利用最適化が重要とした改正農業委員会法の施行。これを踏まえ、農業の重要な担い手である女性農業委員の意見を反映させるためにも女性農業委員の登用が必要であり、早期に10%の登用が目標に掲げられ、こうしたことから、女性農業委員が一堂に会し、登用促進や実践活動について学ぶ事を目的に開催されたものです。

研修では、女性農業委員全国ネットワーク元会長・船ヶ山美津子さんの女性農業委員の役割や心構えなどの講演の後、女性農業委員の取り組み状況の発表がありました。

常陸大宮市では、食農教育の取り組みとして、学校の野外活動の星の観察の際、ソバを打ち、具だくさんのけんちん汁を食べてもらい交流を深めた



関東ブロック研修会



渋川市・キミちゃんりんご園にて

こと、耕作放棄地への取り組みで、学協の耕作放棄地にポピーの種を播き、通る人の目を楽しませたことなどが発表されました。又、神奈川県相模原市では、地元産の野菜を使った料理が評判になり、レシピ本を出すまでになったことが発表されました。

二日目は、いばらき女性農業委員の会で、渋川市でリンゴやブルーベリーを生産・加工する「キミちゃんりんご園」を視察しました。

今回の研修で、各地の女性農業委員が頑張っていることをあらためて感じました。農業委員として1年目ですが、地域の皆さん、関係機関の皆さんの指導をいただきながら、潮来市の農業に尽くしていきたいと思えます。

―耕作放棄地解消事業―

潮来小児童のイモ掘り体験学習

学校給食の食材にも使用

会長職務代理者 草野 登美雄

十一月九日、大生地内の耕作放棄地を再生した圃場で、潮来小学校一・二年生約七十人のサツマイモ掘り体験学習を実施しました。

子どもたちが六月に苗植えをして、秋の収穫期になって大きく育ったサツマイモ。四角、五個とつながって出てくるサツマイモを楽しみながらたくさん掘り、持ち帰り用の袋に入れました。掘り終えたあと、ほ場近くの県民の森の

広場で、農業委員会で用意した焼きイモとふかしイモを食べてもらいました。

また、今回は、この再生圃場で収穫したサツマイモが、市内の学校給食のサツマイモの入った「さつま汁」に使用され、十一月十八日、潮来小学校に農業委員も招かれ、子どもたちと一緒に給食を食べました。

耕作放棄地解消事業の一環として始めたこの事業も四年



1年生の皆さん



2年生の皆さん



潮来小学校で子どもたちと一緒に給食



サツマイモの入ったさつま汁の付いた給食献立

目を迎え、体験学習も恒例となりました。子どもたちの喜ぶ姿、収穫の喜びや食の大切さを感じてもらうためにも、今後も取り組んでいきたいと思えます。

―耕作放棄地解消に向けて―

農地利用状況調査(農地パトロール)を実施

農業委員会では、耕作放棄地や無断転用の状況を把握・発生防止するため、九月二十八日、十月十一日にかけて、市内全域を対象に「農地利用状況調査及び農地パトロール」を実施しました。

農地法の規定により毎年行っていますが、改正農業委員会法の目的である農地利用の最適化の中で「耕作放棄地の発生防止・解消」も重要事項となっています。

潮来市の状況は、全国的な状況と同様に耕作放棄地が年々増加しているように見受けられます。長い期間放置された農地を再生することは困難となります。

調査結果をもとに、農地利用意向調査等を実施し、利用可能な農地は、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ集積するなどして、農地の有効利用を推進していきます。



農地の適正な管理をお願いします

・休耕地の雑草等の刈り取りをお願いします。

・*周辺農地や近隣住民の迷惑ともなりますので、耕起か、少なくとも雑草の刈取り等の管理をお願いします。

・稲わら等を燃やす時は、風向き等に注意し、周辺住民や交通の妨げにならないようにしてください。

・トラクター等の農業用機械に付着した土を落としてから走行してください。

・農地の土が道路・側溝に出ないようにしてください。

・刈り取った草などを道路に放置しないようにしてください。



農地中間管理事業を活用して

皆さんの農地を活かしましょう

農地中間管理事業のしくみ

農地を貸したいという農家（出し手）から、担い手農家（受け手）へ
農地利用の集積と集約化を支援していく事業です。

貸付希望者
（出し手）



- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

借受

農地中間管理事業 （茨城県農林振興公社）

- 農地の借り受け
- 借り手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付
- 貸し付けるまでの間、農地の管理
- 簡易な条件整備（場合により）

貸付

借受希望者
（受け手）



- 規模拡大
- 新規参入

機構で借り受ける農地

- 農業振興地域内にある農地等であること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認できること
- その他、農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること

※未相続の農地については要相談となります。

くわしくは、産業観光課農政グループ（☎ 63-1111）までご相談ください

なくそう農地の無断転用 ～農地法に基づく手続き～

農地転用ってなに？

農地転用は、農地に住宅の建築を行ったり、駐車場や資材置場などにしたりと、農地を耕作以外の用途に変更することをいいます。

農地転用は許可が必要？

農地転用をするには農地法第四条又は農地法第五条の許可が必要です。一時的に農地を駐車場などに転用する場合も許可が必要です。ただし、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出を行えば許可の手続きは要しないことになっています。

農地法第四条と第五条の違いは？

農地法第四条は農地の所有者自らが農地転用を行う場合で、農地法第五条は農地の所有者から農地を買ったり、借りたりして農地転用を行う場合に必要な許可です。

農地改良ってなに？

農地改良とは、田を畑に転換したり、低地で

水はけの悪い畑等に土を入れ利用度を高め、農業経営の合理化と有効利用を図るものを言います。

農地改良の手続き

農業委員会の協議が必要です。場合によっては一時転用扱いとなります。事前にご相談ください。

農地を無断で転用したら？

農地を無許可で転用した場合には、所有権移転などの権利や設定の効力が生じません。登記もできません。さらに、農地法に違反する転用となり、原状回復命令を受けたり、罰則が課せられることもあります。

転用をお考えの方は、事前にご相談のうえ、手続きを行うようにしましょう。

【お問合せ先】

潮来市農業委員会

☎ 0299-63-1111（内線 271・272）

農業改良普及センターからのお知らせ

ヒメトビウンカが媒介するイネ縞葉枯病に注意!

茨城県では年々発生地域が拡大しています

○県内のイネ縞葉枯病の発生状況

茨城県病害虫防除所では、水田におけるひこばえ(再生稲)でのイネ縞葉枯病の発生状況を調査(表1)しています。平成二十八年度の調査では、県西地域が最も高く、次いで県南地域、潮来市は0.8%と低かったものの、県西地域ではイネ縞葉枯病の影響で減収が確認されています。潮来市でも今後、注意が必要な病害です。

表1 ひこばえにおけるイネ縞葉枯病の平均発病株率(%)

地域名	H27年	H28年
県北地域	2.0	1.1
県央地域	4.8	3.0
鹿行地域	0.9	1.9
(潮来市)	0.5	0.8
(行方市)	1.9	3.6
県南地域	6.4	7.7
県西地域	20.4	25.2

○イネ縞葉枯病とは

本病はイネ縞葉枯ウイルスを保有したヒメトビウンカが、稲の葉や茎を吸汁することにより感染、発病するウイルス病です。

発病した稲を吸汁したヒメトビウン

カの老齢幼虫や成虫はウイルスを獲得し、感染を拡大します。なお、本ウイルスは経卵伝染します。



雌成虫



雄成虫

生育初期に発病すると、新葉が黄白色となり、こより状によれて垂れ下がりが、生育不良となり、ひどい場合には枯死します。

生育後期(分けつ盛期以降)に発病したものは、葉に淡黄色のたて縞ができ、穂は出ずくみ、出穂しても稔実不良や不稔になります。

稲の生育段階が早いほど本病害への感受性が高く、早期に感染するほど、分けつ数が減少し減収となります。



分けつの枯死状況写真(県農業研究所)

○防除対策

① ひこばえは、媒介虫であるヒメ



穂の出ずくみ症状写真(県病害虫防除所)

② トビウンカの生息地となり、イネ縞葉枯ウイルスの伝染源となるため、収穫後、早目に耕起して下さい。ヒメトビウンカの幼虫は畦畔、土手等のイネ科雑草で越冬するため、雑草管理を徹底して下さい。

③ 以上は、今後の発生を防止するため必ず実施して下さい。発生が見られた場合の対策は次のとおりです。

④ 六月上旬中頃に水田に飛来するヒメトビウンカ成虫の防除のため、七月上旬まで効果の持続する育苗箱施薬を行います。

⑤ ヒメトビウンカが多発生した場合、六月中下旬に幼虫を対象とした本田防除を行います。

被害が甚大な場合は、縞葉枯病抵抗性品種の導入を検討します。なお、「一番星」は抵抗性品種です。

行方地域農業改良普及センター
電話 0299(72)0256

◆ 全国農業新聞 ◆

全国農業新聞は、農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。

全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や、地域独自のイベント情報などの提供も行っています。

農業情報が満載「全国農業新聞」で、一歩進んだ農業経営と豊かな家庭を!

発行日/月4回金曜日 購読料/月700円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ(☎63-1111、内線271・272)

農業委員会活動報告(後期分)

8月9日	茨城県農業改革推進大会(ひたちなか市)
19日	農政部会・推進委員合同会議、農地部会
25日	8月定例総会・全員協議会、農業者年金研修会
31日	農業者年金加入推進特別研修会
9月20日	農政部会・推進委員合同会議、農地部会
22日	潮来市戦没者追悼式
26日	9月定例総会・全員協議会
28日	農地利用状況調査(潮来地区)
29日	農地利用状況調査(津知地区)
30日	農地利用状況調査(延方地区)
10月3日	茨城県市農業委員会会長会総会
4日	及び視察研修会(山梨県笛吹市、南アルプス市)
4日	いばらき女性農業委員の会県外
5日	視察研修(群馬県前橋市、渋川市)
5日	農地利用状況調査(大生原地区)
7日	農地利用状況調査(八代地区)
11日	農地利用状況調査(香澄地区)
17日	茨城県農業会議臨時総会(水戸市)
17日	潮来市認定農業者連絡協議会
18日	潮来市大規模稲作研究会合同視察研修(長野県上田市)
19日	農政部会・推進委員合同会議、農地部会
25日	10月定例総会・全員協議会
25日	農業委員と認定農業者との意見交換会
11月9日	耕作放棄地解消事業・イモ掘り体験学習(潮来小児童・大生地内)
15日	行方地域農業振興協議会研修会(群馬県館林市他)
16日	農政部会・推進委員合同会議・広報委員会
17日	牛堀地区農用地集積推進委員会
18日	農地部会
21日	常陸川水流調整対策協議会視察研修会(群馬県みなかみ町)
22日	11月定例総会・全員協議会
25日	農業委員会行方地域協議会全体研修会(行方市)
30日	市長への要望書の提出(市農業施策に関する要望)
12月1日	全国農業委員会会長代表者集会(東京都港区)
16日	農政部会・推進委員合同会議
19日	農地部会
22日	12月定例総会・全員協議会
28日	仕事納め
1月4日	仕事始め
18日	農地部会
25日	1月定例総会

事業予定(平成29年)

1月4日	仕事始め
18日	農地部会
25日	1月定例総会

農業者年金

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう、国民年金(基礎年金)に上乘せして受給できる、公的な年金制度です。

将来の備えとして、年金加入について考えてみてはいかがでしょうか？

◆加入資格

60歳未満の国民年金第一号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方。

◆メリット

・税制の優遇措置
納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

・積立方式
自分が納めた保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まります。

・保険料は自由に決められます。
月額2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、いつでも変更できます。

・終身年金で80歳までの保証付き
年金は生涯受け取ることが出来ます。80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金の現在価値相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。(死亡一時金は非課税)

・保険料の国庫補助

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

【お問い合わせ先】
潮来市農業委員会
(TEL:0296-931111)

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、八月後半から九月にかけて台風・雨が続く悪天候に見まわりましたが、悪天候の影響を受けられた方も多かったのではないかと思います。

今年も農協改革、農地の集積・集約化、TPP問題など変化の多い年となると思います。

農業委員会は公選制から任命制へと変わり、昨年四月に新しい農業委員、五月に農地利用最適化推進委員が選出され、新たな組織体制となりました。

厳しい農業情勢は続きますが、地域の皆様のため、農業委員、農地利用最適化推進委員一同、努力してまいりますので、皆様のご協力をよろしく願います。

広報委員長 高橋 慶治

◆広報委員会◆

- 委員長 高橋 慶治
- 副委員長 高品 二美代
- 委員 鶴田 美喜男
- 委員 方波見 謙
- 委員 宮本 三千男